

行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和7年9月～ 令和7年法改正に基づく諸制度の調査
- 令和7年10月～ 制度に関する資料又はパンフレットを刷新し、職員に配布

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報の提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- 令和7年9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年10月～ 制度に関するパンフレットを刷新し、職員に配布

目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和7年8月～ 管理担当者から職員に休暇取得目標達成や周知の現状をヒアリングし、再周知と配慮を行う。